

感染症の蔓延防止のための指針

医療法人鉄蕉会

亀田森の里病院

在宅部門

1. 在宅部門における感染症予防に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、蔓延防止に努め早期終息を図ることは医療法人鉄蕉会 亀田森の里病院（以下、法人）や在宅部門にとって重要である。在宅部門内感染予防対策を全職員が把握し指針に沿った支援が提供出来るよう本指針を作成する。

2. 感染症発生及び蔓延防止のための委員会その他施設内の組織

当法人では、感染症発生及び蔓延防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取り、在宅部門も参画する。

(1)「感染症対策委員会」の設置

①設置の目的

法人内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討する。
情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

②感染症対策委員会の構成委員(毎年度当初に法人で構成委員を決定する)

- ・ 病院長
- ・ 副病院長
- ・ 看護部長
- ・ 事務部長
- ・ 組織内管理者
- ・ 各部署の代表者
- ・ その他、委員会が必要と判断する者

③感染症対策委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行う。
感染症発生時必要な際は、随時委員会を開催する。

④感染症対策委員会の役割

- ア) 法人内感染対策の立案
- イ) 指針・マニュアル、BCP等の作成
- ウ) 法人内感染対策に関する職員への研修の実施
- エ) 新規患者や利用者の感染症の既往の把握
- オ) 職員の健康状態の把握
- カ) 感染発生時の対応と報告

3. 感染症発生防止における各職種の役割

(病院長)

○法人内統括責任者

(副病院長)

○病院長を補佐し、法人内の感染対策統括を行う

(看護部長・事務部長)

○感染対策の全体掌握と法的な届出や広報等の対応

○業務環境の統括

○職員の勤怠体制の管理と指示

(組織内管理者)

○計画立案と実践の推進及び進捗管理

(各部署の代表)

○各部署の情報収集と感染対策のリーダーシップの発揮

4. 職員研修に関する基本方針

①研修プログラムの作成

②定期的な教育（年1回以上）

③その他、必要な教育・研修

④感染対策に必要な統計データの収集や評価

5. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延、拡大予防のため速やかに対応を取る。

(病院長・副病院長・事務部長・看護部長)

② 協力病院や保健所に相談し技術的な応援を依頼、指示を受ける。

②行政機関への報告を速やかに行い、適切な情報提供に努め連携を図る。

6. 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応する。

7. この指針の閲覧について

この指針は、在宅部門の事務所に常設し、いつでも自由に閲覧することができる。

①発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する

②感染対策委員会の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。

③ 感染対策委員会指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離等や療養指導を行う。

④感染症が発生、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために職員に適切な指示を出し速やかに対応する。

⑤日頃から感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒を適切かつ迅速に行い汚染拡散を防止する。

制定 2024年4月1日